

IV 資 料

1 市民センターの予算

<歳 出>

〔市民センターにかかる経費〕

単位:千円

		平成22年度(決算)	平成23年度(決算)	平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(予算)
地域社会教育事業費(※)		532,427	562,490	572,440	573,667	631,810
市民センター 施設費	運営管理費	1,263,126	1,269,920	1,285,585	1,296,272	1,369,253
	施設整備費 ・改築費等	917,176	738,945	831,213	258,018	727,853
合 計		2,712,729	2,571,355	2,689,238	2,127,957	2,728,916

※地域社会教育事業費 内訳

単位:千円

		平成22年度(決算)		平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(決算)		平成26年度(予算)	
		拠点館	地区館	拠点館	地区館	拠点館	地区館	拠点館	地区館	拠点館	地区館
各種 講座等	家庭教育推進事業	575	4,665	330	2,664	204	3,190	326	3,029	334	3,153
	青少年健全育成事業	1,357	3,772	752	2,647	691	3,137	749	2,941	750	3,276
	成人学習振興事業	496	6,898	506	4,236	488	5,189	642	4,506	810	5,182
	高齢者学習振興事業	608	5,489	285	5,805	596	6,664	572	6,458	618	7,102
	地域社会教育推進事業	1,124	4,117	808	5,033	1,146	5,945	1,046	5,893	2,989	6,047
	民間指導者育成事業	1,218	2,895	1,108	1,633	866	2,979	1,056	3,169		390
	学習情報提供事業	528	90	596	2,404	366	96	357	101	200	2,939
	若者社会参画型学習推進事業	682		758		1,260		1,347		2,192	
	住民参画・問題解決型学習推進事業			1,442		1,763		1,560		2,214	
	子ども参画型社会創造支援事業			1,740		1,689		1,792		2,148	
	学び直し事業			615		345		390		530	
	学びのまち仙台市民カレッジ事業					601		746		1,147	
	地域の絆づくり推進事業					2,416		2,406		2,550	
	学びを支える人材育成推進事業									2,700	
	障害者学習講座開設費									546	
	市立高等学校開放講座開設費									200	
	小 計	6,588	27,926	8,940	24,422	12,431	27,200	12,991	26,097	19,928	28,089
学習情報提供事業 (情報コーナー・学習 情報提供システム関係)		15,443		17,996		16,271		31,893		38,064	
その他事務経費		13,444	469,026	13,173	497,959	14,155	502,383	13,434	489,252	15,242	530,487
合 計		35,475	496,952	40,109	522,381	42,857	529,583	58,318	515,349	73,234	558,576

<歳 入>

単位:千円

	平成22年度(決算)	平成23年度(決算)	平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(予算)
市民センター使用料	129,114	121,034	149,027	150,663	167,905

2 平成25年度 市民センター職員数

(平成25年6月1日現在)

 部分は嘱託職員

 内部で兼務

 外部と兼務

青葉区

	館名	職名	教 育 委 員 会										(公財)ひと・まち交流財団						合 計	総 計	
			センター長	センター次長	係長	主 査		主 任		主 事		正職員以外		合 計	(常勤嘱託)長	事業職員					非常勤嘱託
						社会教育主事	主 査	社会教育主事	主 任	社会教育主事	主 事	臨時職員	専門員			主 任	事業職員	事務常勤嘱託職員			
1	青葉区中央		1		1	3			3		1	1	1	11	兼1	1	4	1	2	8	19
2	柏 木													0	1	1	3		1	6	6
3	広 瀬													0	兼1	1	3			4	4
4	宮城西													0	1		2	1	1	5	5
5	北 山													0	1	1	3		1	6	6
6	福 沢													0	1	1	2	1	1	6	6
7	旭ヶ丘													0	1	1	3		2	7	7
8	三本松													0	1	1	2	1	1	6	6
9	片 平													0	1	1	3		1	6	6
10	大 沢													0	1		4		1	6	6
11	水の森													0	1	1	2	1	1	6	6
12	貝ヶ森													0	1	1	3		1	6	6
13	落 合													0	1	1	3		1	6	6
14	中 山													0	1	1	3		1	6	6
15	折 立													0	1		4		1	6	6
16	吉 成													0	1	1	3		1	6	6
17	木町通													0	1	1	3		2	7	7
	小 計		1	0	1	3	0	0	3	0	1	1	1	11	15	14	50	5	19	103	114

宮城野区

1	中 央		1	1	兼1	3			4		1	2		13	兼1	1	5		2	8	21
2	宮城野区中央		1		1	2			2			1		7	兼1	1	3				7
3	高 砂													0	1	1	3		1	6	6
4	岩 切													0	1	1	2	1	1	6	6
5	鶴ヶ谷													0	1	1	1			3	3
6	榴ヶ岡													0	1	1	2	1	1	6	6
7	東 部													0	1	1	3		1	6	6
8	幸 町													0	1	1	3		1	6	6
9	田 子													0	1	1	2	1	1	6	6
10	福 室													0	1	1	3		1	6	6
	小 計		2	1	2	5	0	0	6	0	1	3	0	20	8	10	27	3	9	57	73

若林区

1	若林区中央		1		1	2			1		1		1	7	兼1	1	3			4	11
2	七 郷													0	1		3	1	1	6	6
3	荒 町													0	1	1	2	1	1	6	6
4	六 郷													0	1	1	2	1	1	6	6
5	若 林													0	1		3	1	1	6	6
6	沖 野													0	1	1	3		1	6	6
	小 計		1	0	1	2	0	0	1	0	1	0	1	7	5	4	16	4	5	34	41

太白区

		教 育 委 員 会										(公財)ひと・まち交流財団								
	職名 館名	センター長	センター次長	係長	主 査		主 任		主 事		正職員以外		合 計	(常勤嘱託)館長	事業職員				合 計	総 計
					社会教育主事	主 査	社会教育主事	主 任	社会教育主事	主 事	臨時職員	専門員			主 任	事業職員	常勤嘱託事務職員	非常勤嘱託		
1	太白区中央	1		1	3			1		1	1		8	兼1	1	3			4	12
2	中田												0	1	1	3		1	6	6
3	生出												0	1	1	2	1	1	6	6
4	秋保												0	1		4	1	1	7	7
5	馬場												0	兼1		兼4	兼1	兼1	0	0
6	湯元												0	兼1		兼4	兼1	兼1	0	0
7	西多賀												0	1	1	2	1	1	6	6
8	八本松												0	1	1	3		1	6	6
9	八木山												0	1	1	3		1	6	6
10	山田												0	1	1	3		1	6	6
11	茂庭台												0	1		3	1	1	6	6
12	東中田												0	1		3	1	1	6	6
13	柳生												0	1	1	2	1	1	6	6
14	富沢												0	1	1	2	1	1	6	6
	小 計	1	0	1	3	0	0	1	0	1	1	0	8	11	9	33	7	11	71	79

泉 区

1	泉区中央	1		1	3	1		1			1		8	兼1	1	5	2	8	16
2	根白石												0	1		3	1	6	6
3	南光台												0	1		1	1	3	6
4	黒松												0	1	1	3	2	7	6
5	将監												0	1	1	2	1	6	6
6	加茂												0	1	1	2	1	3	6
7	高森												0	1		4	1	6	6
8	松陵												0	1		3	1	6	6
9	寺岡												0	1		3	1	6	6
10	長命ヶ丘												0	1		4	1	6	6
11	松森												0	1	1	2	1	7	7
12	桂												0	1	1	3	1	6	6
13	南中山												0	1	1	2	1	6	6
	小 計	1	0	1	3	1	0	1	0	0	1	0	8	12	7	37	8	76	89

総 計

		教 育 委 員 会											(公財)ひと・まち交流財団							
	職名 館名	センター長	センター次長	係長	主査		主任		主事		正職員以外		合計	(常勤嘱託)館長	事業職員			合計	総計	
					社会教育主事	主査	社会教育主事	主任	社会教育主事	主事	臨時職員	専門員			主任	事業職員	事務常勤嘱託職員			非常勤嘱託
	計	6	1	6	16	1	0	12	0	4	6	2	54	51	44	163	27	59	344	398

3 平成25年度 主催講座の事業別実施状況

区 名		青 葉 区													
館 名		青葉区中央	柏木	北山	福沢	旭ヶ丘	三本松	片平	水の森	貝ヶ森	中山	折立	広瀬	宮城西	大沢
家 庭 教 育 推 進 事 業															
(例)子育て支援講座	講座数	2	0	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	0	1
親子ふれあい教室	回 数	16	0	4	1	2	4	6	1	2	2	4	1	0	3
食育講座	参加者数	438	0	50	9	208	73	228	25	97	84	63	36	0	80
思春期親学															
ブレババママ講座															
絵本よみきかせ講座															
青 少 年 健 全 育 成 事 業															
(例)インリーダー研修	講座数	9	2	6	5	4	4	3	4	6	4	3	4	2	2
子どもの広場	回 数	86	9	21	32	12	9	10	12	16	9	3	7	3	3
キッズクッキング	参加者数	1,960	179	571	130	985	875	423	220	541	541	174	642	47	33
夏休みチャレンジ講座															
子ども体験塾															
成 人 学 習 振 興 事 業															
(例)自然体験教室	講座数	5	2	1	1	2	1	3	0	2	3	2	1	6	5
エコライフ講座	回 数	148	10	3	8	3	5	14	0	11	15	8	6	31	28
男の料理教室	参加者数	5,502	120	324	30	329	117	207	0	83	209	111	96	585	500
パソコン・デジカメ教室															
地域(自然・伝統)を知る講座															
高 齢 者 学 習 振 興 事 業															
(例)明治青年大学	講座数	2	1	1	1	1	1	2	1	2	1	1	1	2	1
老壮大学	回 数	12	12	11	10	12	10	16	10	14	9	10	9	12	8
健康づくり教室	参加者数	346	742	343	489	1,148	397	713	489	533	337	383	456	438	288
介護予防教室															
シニアパソコン教室															
地 域 社 会 教 育 推 進 事 業															
(例)市民センターまつり	講座数	9	8	8	4	11	10	5	6	6	5	6	10	8	7
地域懇談会	回 数	61	30	28	7	57	45	7	19	17	19	12	72	77	17
学びのコミュニティ関連事業	参加者数	1,771	1,355	965	1,722	6,642	1,737	1,522	3,366	3,090	1,834	1,944	4,111	3,185	2,883
地域防災教室															
社会学級連携事業															
民 間 指 導 者 育 成 事 業															
(例)各種ボランティア育成講座	講座数	4	3	1	2	1	1	1	3	2	2	3	3	1	2
各種ボランティア活動支援	回 数	49	16	1	15	14	10	4	29	9	24	27	26	5	20
ジュニアリーダー育成支援	参加者数	198	148	9	102	81	38	20	612	60	219	138	168	84	220
子ども広場サポーター養成講座															
合 計		31	16	18	14	20	18	15	15	20	17	16	20	19	18
		372	77	68	73	100	83	57	71	69	78	64	121	128	79
		10,215	2,544	2,262	2,482	9,393	3,237	3,113	4,712	4,404	3,224	2,813	5,509	4,339	4,004

2つ以上の市民センター間で共催・連携した事業は、「小計」及び「総計」欄では1事業として計上しています。

(※1)旭ヶ丘市民センターと三本松市民センターの「日本の伝統芸能「能」を学ぶ」、青葉区中央市民センターと福沢市民センターの「ぼくらの学園」、青葉区中央市民センターと区内地区館の「インリーダー研修」

(※2)旭ヶ丘市民センターと三本松市民センターの「台原中学校PTA共催事業会議」

(※3)青葉区中央市民センターと柏木市民センターの「地域元気クラブ」

(※4)宮城野区中央市民センターと区内地区館の「インリーダー研修」

(※5)中央市民センターと宮城野区中央市民センターの「ホーム＆ダイ＆キッチン」

(※6)中央市民センターと宮城野区中央市民センターの「つつじがおかワイワイまつり」、宮城野区中央市民センター、東部市民センター、幸町市民センターの「地域の絆再生プロジェクト」

(※7)若林区中央市民センターと沖野市民センターの「おきの学園」、若林区中央市民センターの「ワカチュウ子どもランド」、若林区中央市民センターと区内地区館の「インリーダー研修」

(※8)若林区中央市民センターの「仙台市史講座」

(※9)若林区中央市民センターと六郷市民センターの「子どもたちに伝えたい六郷の暮らし」

				宮 城 野 区										若 林 区							
落合	吉成	木町通	小計	中央	宮城野 区中央	高砂	岩切	鶴ヶ谷	榴ヶ岡	東部	幸町	田子	福室	小計	若林区 中央	七郷	荒町	六郷	沖野	若林	小計
1	1	2	19	1	2	1	1	1	2	2	4	1	1	16	3	1	0	0	2	1	7
4	2	9	61	5	5	6	10	1	7	10	17	3	3	67	7	4	0	0	5	4	20
64	9	274	1,738	117	117	199	137	13	181	174	256	67	130	1,391	253	32	0	0	180	75	540
(※1)				(※4)										(※7)							
5	5	3	50	4	8	4	4	4	4	3	3	2	3	30	6	2	4	4	6	4	18
7	9	3	211	34	33	17	16	13	8	18	7	16	12	165	12	6	54	10	13	11	97
219	275	245	6,549	729	1,274	410	242	736	283	927	273	475	1,034	5,984	1,401	193	615	232	839	547	3,203
				(※5)										(※8)							
3	2	2	41	5	4	1	1	0	0	1	1	1	1	14	5	0	2	1	3	2	12
14	6	7	317	38	18	3	5	0	0	7	5	4	3	76	156	0	8	1	8	13	185
278	77	58	8,626	793	281	26	17	0	0	48	28	27	106	1,243	3,036	0	98	4	110	291	3,461
1	2	2	23	3	2	1	2	1	1	2	1	1	1	15	4	1	2	1	1	1	10
11	13	19	198	35	12	11	24	20	12	15	13	10	10	162	26	11	17	10	11	12	87
289	460	719	8,570	12,464	836	1,030	1,161	706	786	447	545	312	679	18,966	1,684	815	779	682	646	944	5,550
(※2)				(※6)																	
5	9	7	123	8	12	9	9	7	7	11	8	7	8	81	15	7	6	8	5	4	45
17	16	22	519	32	77	74	32	41	27	63	58	63	41	476	51	67	16	24	20	12	190
1,031	1,628	1,614	40,323	1,439	3,205	14,515	3,212	1,018	1,806	2,625	5,511	4,489	3,426	40,341	2,834	15,198	3,559	3,396	9,464	1,202	35,653
(※3)														(※9)							
2	2	2	34	10	4	4	1	2	2	1	2	4	3	33	6	4	4	4	3	4	24
9	13	6	270	75	20	43	4	18	22	16	24	36	44	302	56	34	53	27	20	20	200
63	90	18	2,160	947	183	908	92	97	212	236	89	337	218	3,319	709	212	418	289	252	142	1,764
17	21	18	290	31	32	20	18	15	16	20	19	16	17	189	39	15	18	18	20	16	116
62	59	66	1,576	219	165	154	91	93	76	129	124	132	113	1,248	308	122	148	72	77	72	779
1,944	2,539	2,928	67,966	16,489	5,896	17,088	4,861	2,570	3,268	4,457	6,702	5,707	5,593	71,244	9,917	16,450	5,469	4,603	11,491	3,201	50,171

区 名 館 名 事 業			太 白 区												
			太白区 中央	生出	中田	西多賀	八本松	八木山	山田	茂庭台	東中田	柳生	秋保	富沢	小計
家 庭 教 育 推 進 事 業															
(例) 子育て支援講座 親子ふれあい教室 食育講座 思春期親学 ブレババママ講座 絵本よみきかせ講座	講座数		1	1	1	1	2	1	1	1	2	3	1	3	18
	回 数		20	13	2	4	5	1	4	4	6	14	3	14	90
	参加者 数		783	197	18	23	162	48	20	62	70	339	47	641	2,410
青 少 年 健 全 育 成 事 業			(※10)												
(例) インリーダー研修 子どもの広場 キッズクッキング 夏休みチャレンジ講座 子ども体験塾	講座数		9	4	4	4	3	5	4	5	4	4	4	5	45
	回 数		51	16	13	7	3	49	31	16	21	9	7	12	225
	参加者 数		1,324	332	153	286	88	863	325	171	574	251	156	712	4,669
成 人 学 習 振 興 事 業															
(例) 自然体験教室 エコライフ講座 裁判員制度講座 男の料理教室 パソコン・デジカメ教室 社会教育実習生の受入	講座数		1	2	1	1	1	0	2	2	1	1	5	2	19
	回 数		2	17	5	5	5	0	3	9	2	4	14	12	78
	参加者 数		998	353	69	96	51	0	52	90	22	48	170	144	2,093
高 齢 者 学 習 振 興 事 業															
(例) 明治青年大学 老壮大学 健康づくり教室 介護予防教室 シニアパソコン教室	講座数		3	1	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	16
	回 数		27	10	11	10	10	11	10	12	10	10	9	10	140
	参加者 数		1,880	184	585	633	497	459	751	488	469	486	189	418	7,039
地 域 社 会 教 育 推 進 事 業			(※11)												
(例) 市民センターまつり 地域懇談会 学びのコミュニティ関連事業 地域防災教室 社会学級連携事業 地域(自然・伝統)を知る講座	講座数		12	6	8	7	10	9	8	6	5	6	11	3	89
	回 数		68	13	26	35	41	110	36	11	14	20	32	11	415
	参加者 数		8,019	3,015	6,125	4,564	6,260	18,896	4,077	3,869	4,505	2,571	2,888	3,044	67,593
民 間 指 導 者 育 成 事 業															
(例) 各種ボランティア育成講座 各種ボランティア活動支援 ジュニアリーダー育成支援 子ども広場サポーター養成講座	講座数		3	3	3	4	2	1	2	3	3	2	1	2	29
	回 数		24	7	31	25	15	2	15	17	25	18	4	10	193
	参加者 数		299	14	280	329	96	34	158	100	167	178	22	46	1,723
合 計			29	17	18	18	19	18	18	19	16	17	23	16	216
			192	76	88	86	79	173	99	69	78	75	69	69	1,141
			13,303	4,095	7,230	5,931	7,154	20,300	5,383	4,780	5,807	3,873	3,472	5,005	85,527

2つ以上の市民センター間で共催・連携した事業は、「小計」及び「総計」欄では1事業として計上しています。

(※10) 太白区中央市民センターと秋保市民センターの「がんばれ秋保っ子」、太白区中央市民センターと区内地区館の「インリーダー研修」

(※11) 中田市民センター、西多賀市民センター、八木山市民センターの「若者が参加する地域防災活動」

(※12) 泉区中央市民センターと根白石市民センターの「泉区西部のまちおこし」、泉区中央市民センターと将監市民センターの「みんなの居場所を作ろう」

泉 区														
泉区 中央	根白石	南光台	黒松	将監	加茂	高森	松陵	寺岡	長命 ヶ丘	松森	桂	南中山	小計	総計
2	1	0	4	2	3	1	1	2	1	1	2	1	21	81
4	2	0	15	4	11	3	3	5	5	2	5	7	66	304
225	25	0	637	53	152	32	30	195	292	20	341	300	2,302	8,381
7	3	3	4	3	2	7	4	6	3	4	1	4	51	194
47	7	6	23	9	18	27	7	24	9	12	4	13	206	904
2,203	175	809	1,068	337	249	576	458	483	138	720	57	338	7,611	28,016
1	2	1	2	1	1	1	2	0	1	2	0	2	16	102
2	6	2	4	3	5	1	4	0	2	2	0	5	36	692
47	79	43	43	92	129	64	107	0	13	43	0	64	724	16,147
2	3	1	2	1	2	2	1	2	2	1	1	1	21	85
18	21	11	11	10	14	13	9	18	15	9	7	7	163	750
754	397	638	587	577	401	442	403	518	632	540	372	275	6,536	46,661
(※12)														
14	7	6	4	8	6	6	7	5	6	7	9	5	88	426
82	34	13	17	28	13	34	15	12	17	20	54	28	337	1,937
3,770	1,618	769	1,662	2,801	1,692	9,085	2,745	1,994	3,150	1,741	5,450	1,105	36,770	220,680
5	2	2	3	3	2	2	3	2	2	3	3	3	35	155
37	21	11	25	14	15	18	38	11	13	20	24	24	271	1,236
262	179	25	198	66	52	415	197	169	128	83	140	121	2,035	11,001
31	18	13	19	18	16	19	18	17	15	18	16	16	232	1,043
190	91	43	95	68	76	96	76	70	61	65	94	84	1,079	5,823
7,261	2,473	2,284	4,195	3,926	2,675	10,614	3,940	3,359	4,353	3,147	6,360	2,203	55,978	330,886

4 主催事業参加者数推移

(※)2つ以上の市民センター間で共催・連携した事業は表上段の市民センターに計上しています。

青 葉 区

(単位:人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
青 葉 区 中 央	15,742	17,946	16,907	10,386	12,593	10,186	
柏 木	2,357	2,160	2,234	1,528	1,614	2,401	
北 山	3,666	249	229	1,149	2,001	2,227	平成21年6月1日～平成23年1月17日 現地建替工事のため休館
福 沢	1,217	2,245	2,430	1,931	2,847	2,376	平成20年6月～平成21年1月 改修工事のため休館
旭 ケ 丘	6,690	5,358	5,956	3,854	6,986	9,293	
三 本 松	2,854	3,007	2,680	741	2,347	2,411	
片 平	1,404	1,269	1,929	2,056	3,397	3,084	
水 の 森	7,268	4,909	5,016	4,275	4,575	4,668	
貝 ケ 森	4,253	4,158	5,417	3,478	4,417	4,330	
中 山	2,746	3,618	3,632	3,139	3,135	3,163	
折 立	1,811	2,168	2,437	2,129	2,918	2,791	
広 瀬	6,329	6,376	7,365	8,615	8,266	5,455	
宮 城 西	3,917	3,904	3,075	3,245	3,740	4,316	平成22年8月1日～平成24年7月2日 改築工事のため休館
大 沢	3,835	2,932	3,859	3,118	4,016	4,004	
落 合	3,753	3,549	4,286	549	1,814	1,853	
吉 成	2,572	2,855	2,756	2,116	3,122	2,509	
木 町 通	3,780	4,164	2,023	1,551	2,471	2,899	
計	74,194	70,867	72,231	53,860	70,259	67,966	

宮 城 野 区

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
中 央	18,577	19,218	17,766	5,350	18,781	16,489	
宮 城 野 区 中 央	—	—	—	—	4,709	5,148	平成24年8月28日新設
高 砂	9,418	8,619	13,855	4,813	16,467	17,051	
岩 切	4,225	3,953	4,683	1,463	4,451	4,820	
鶴 ケ 谷	5,196	4,760	5,420	1,808	2,091	2,504	平成23年3月11日の東日本大震災以降 休館
榴 ケ 岡	3,942	3,704	4,850	2,326	2,329	3,234	平成22年10月1日～12月31日:耐震工 事等のため一部施設の貸出停止。平成 24年1月5日～2月6日改修工事のため休 館 平成24年8月1日～27日宮城野区中央 市民センター開館準備のため休館。平 成24年8月28日軽体育館を市民センター に名称変更
東 部	2,348	1,269	2,554	2,570	3,094	4,168	平成21年6月22日～平成22年1月12日 大規模改修工事のため休館
幸 町	4,742	3,995	4,453	3,047	5,024	6,606	
田 子	7,001	6,438	5,554	3,796	4,583	5,677	
福 室	3,675	4,298	4,461	4,895	5,844	5,547	
計	59,124	56,254	63,596	30,068	67,373	71,244	

◆平成23年3月11日に発生した東日本大震災により全館休館となりましたが、4月以降順次開館し、平成23年11月までに、建て替えとなる鶴ヶ谷市民センターと南光台市民センターを除いて開館しました。

*「平成25年度仙台市市民センター事業報告書」等に基づき集計

若 林 区

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
若林区中央	12,585	12,510	11,590	6,035	10,531	9,759	
七 郷	33,712	1,480	16,861	13,422	15,682	16,413	平成21年6月22日～平成22年2月15日 大規模改修工事のため休館
荒 町	4,521	3,934	3,357	3,414	5,093	5,399	平成22年1月11日～2月1日 建て替えた施設の開館準備のため休館
六 郷	12,088	6,108	931	4,180	5,659	4,319	平成22年4月1日～12月6日 大規模改修工事のため休館
沖 野	8,281	7,436	7,969	9,850	10,070	11,116	
若 林	6,431	5,921	4,906	3,420	3,492	3,165	
計	77,618	37,389	45,614	40,321	50,527	50,171	

太 白 区

(単位:人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
太白区中央	14,437	15,170	16,526	10,665	11,472	13,212	
生 出	4,864	4,845	6,272	5,757	4,877	4,042	
中 田	8,047	7,493	9,368	6,683	7,652	7,230	
西 多 賀	6,022	5,876	6,145	5,157	7,844	5,758	
八 本 松	6,736	6,765	7,739	7,401	7,204	7,154	
八 木 山	9,113	14,298	16,536	16,403	10,347	20,108	平成20年10月15日～11月17日:体育館 移転増改築工事のため体育館閉館 平成25年3月1日から大規模改修工事の ため休館
山 田	5,946	6,305	5,587	4,643	6,534	5,309	
茂 庭 台	3,935	3,690	4,571	4,885	3,866	4,727	
東 中 田	4,730	4,983	5,792	5,523	5,523	5,739	
柳 生	3,377	3,168	3,931	4,700	3,993	3,828	
秋 保	5,580	5,894	5,853	2,948	3,768	3,415	平成25年4月1日～4月30日 新館移転準備のため休館
富 沢	5,676	4,994	4,698	3,988	3,714	5,005	
計	78,463	83,481	93,018	78,753	76,794	85,527	

泉 区

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
泉区中央	6,817	6,629	11,219	3,571	5,011	7,261	
根 白 石	3,013	2,337	2,351	1,641	2,239	2,105	平成21年11月1日～平成22年2月28日 ホール工事
南 光 台	6,744	6,293	6,328	3,033	2,122	2,284	平成23年3月11日の東日本大震災以降 休館
黒 松	3,970	2,751	3,726	3,583	3,290	4,195	
将 監	4,402	4,511	4,636	3,428	4,632	3,482	
加 茂	3,582	3,867	3,655	881	3,610	2,675	平成23年9月1日～平成24年4月16日 大規模改修工事のため休館
高 森	6,426	6,675	6,707	6,443	8,930	10,614	
松 陵	5,823	3,787	4,169	4,102	4,063	3,940	
寺 岡	3,176	3,456	3,671	3,017	3,374	3,359	
長 命 ケ 丘	5,842	4,581	3,976	3,952	4,576	4,353	
松 森	3,587	3,538	4,104	2,389	2,851	3,147	
桂	4,943	4,606	6,789	3,792	5,758	6,360	
南 中 山	2,942	3,125	4,670	1,690	2,322	2,203	
計	61,267	56,156	66,001	41,522	52,778	55,978	

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
合 計	350,666	304,147	340,460	244,524	317,731	330,886	

5 市民センター利用者数推移

青 葉 区

(単位:人)

	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	平 成 22 年 度	平 成 23 年 度	平 成 24 年 度	平 成 25 年 度
青 葉 区 中 央	106,166	106,787	96,397	50,101	94,071	90,292
柏 木	34,987	41,807	31,999	18,647	29,865	32,046
北 山	61,169	5,783	2,595	32,973	32,963	35,018
福 沢	24,527	56,732	47,434	44,980	49,167	48,210
旭 ケ 丘	104,350	94,620	81,680	24,868	79,339	83,761
三 本 松	38,725	37,732	25,579	9,872	22,134	22,178
片 平	69,528	65,556	64,195	33,922	63,226	64,967
水 の 森	81,484	59,188	55,888	50,571	58,791	66,883
貝 ケ 森	61,226	68,075	62,547	44,493	46,996	50,955
中 山	74,276	69,647	59,007	39,289	60,496	71,369
折 立	47,577	49,407	42,172	34,367	45,968	44,766
広 瀬	50,867	52,981	44,983	46,475	54,723	51,963
宮 城 西	21,862	19,044	4,537	0	15,331	24,784
大 沢	39,729	40,852	33,228	31,217	28,185	27,810
落 合	50,660	58,183	36,408	29,709	37,602	39,573
吉 成	64,287	59,524	46,819	45,780	44,967	46,236
木 町 通	82,900	76,989	72,566	60,050	77,012	79,860
計	1,014,320	962,907	808,034	597,314	840,836	880,671

※宮城西:平成22年8月1日から平成24年7月2日まで現地建て替え工事のため休館

宮 城 野 区

	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	平 成 22 年 度	平 成 23 年 度	平 成 24 年 度	平 成 25 年 度
中 央	150,888	141,559	155,651	71,222	100,941	107,798
宮 城 野 区 中 央	-	-	-	-	34,930	80,283
高 砂	87,814	79,911	66,290	40,631	75,472	78,740
岩 切	45,496	41,715	38,458	13,722	36,377	34,311
鶴 ケ 谷	73,304	74,269	60,606	0	0	0
榴 ケ 岡	34,062	38,612	26,494	4,915	9,006	-
(榴岡公園軽体育館)	42,263	40,417	33,306	21,695	34,031	32,762
東 部	49,004	22,108	43,270	36,023	37,907	40,757
幸 町	67,099	67,277	60,539	17,863	58,593	66,081
田 子	101,531	73,619	54,959	34,369	59,956	62,813
福 室	77,669	75,205	67,373	41,811	73,434	75,822
計	729,130	654,692	606,946	282,251	520,647	579,367

※宮城野区中央:平成24年8月28日新設

※鶴ヶ谷:東日本大震災の影響により休館中

※榴ヶ岡:平成24年8月1日から27日まで宮城野区中央市民センター開館準備のため休館

※榴岡軽体育館:平成24年8月28日に榴ヶ岡市民センターに名称変更

若 林 区

	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	平 成 22 年 度	平 成 23 年 度	平 成 24 年 度	平 成 25 年 度
若 林 区 中 央	95,454	93,836	89,473	47,224	86,111	85,272
七 郷	99,106	20,418	57,406	28,643	65,520	60,528
荒 町	51,323	47,397	58,544	37,056	58,902	62,160
六 郷	92,834	91,798	17,761	36,122	71,186	70,066
沖 野	63,150	58,588	54,716	42,744	57,682	65,892
若 林	77,533	59,294	49,980	47,894	50,883	50,297
計	479,400	371,331	327,880	239,683	390,284	394,215

太 白 区

(単位:人)

	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	平 成 22 年 度	平 成 23 年 度	平 成 24 年 度	平 成 25 年 度
太 白 区 中 央	97,917	94,809	92,298	64,928	86,755	92,373
生 出	21,837	23,221	16,623	12,040	17,526	15,907
中 田	54,772	63,880	48,272	41,628	45,318	48,958
西 多 賀	63,758	62,378	54,169	51,706	53,451	58,814
八 本 松	60,584	66,309	44,632	50,407	48,559	48,374
八 木 山	53,112	56,842	46,671	34,229	48,855	42,618
山 田	46,978	56,427	39,849	27,807	39,918	42,869
茂 庭 台	46,490	45,824	42,337	35,795	42,645	42,575
東 中 田	59,932	55,535	49,499	46,868	52,958	53,866
柳 生	71,967	72,217	63,539	59,954	68,307	73,683
秋 保	13,360	13,963	8,288	7,955	9,393	10,409
馬 場	4,761	5,398	3,666	2,978	3,906	3,333
湯 元	7,764	7,590	8,835	7,359	7,114	6,261
富 沢	91,527	80,193	70,340	38,492	60,519	61,366
計	694,759	704,586	589,018	482,146	585,224	601,406

※八木山:平成26年3月1日から大規模修繕工事のため休館中

※秋保:平成25年4月1日から4月30日まで新館移転準備のため休館

泉 区

	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	平 成 22 年 度	平 成 23 年 度	平 成 24 年 度	平 成 25 年 度
泉 区 中 央	68,294	63,644	57,934	41,907	51,947	52,268
根 白 石	29,095	27,201	21,423	11,842	22,193	21,827
南 光 台	37,617	35,336	29,100	0	0	0
黒 松	61,436	60,247	51,311	40,778	53,756	51,901
将 監	52,581	53,675	37,585	28,913	36,617	35,642
加 茂	51,216	51,683	47,739	8,646	45,660	48,832
高 森	44,156	42,731	34,776	31,932	36,511	36,192
松 陵	46,172	41,876	29,412	15,611	30,385	32,270
寺 岡	38,589	53,229	36,165	34,201	40,699	34,029
長 命 ケ 丘	47,115	48,099	40,850	36,578	46,958	42,290
松 森	48,891	44,973	42,262	37,967	37,207	38,389
桂	66,211	59,586	50,586	42,309	53,370	51,663
南 中 山	54,556	57,504	48,519	68,371	39,156	38,335
計	645,929	639,784	527,662	399,055	494,459	483,638

※南光台:東日本大震災の影響により休館中

※加茂:平成23年9月1日から平成24年4月16日まで大規模改修工事により休館

	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	平 成 22 年 度	平 成 23 年 度	平 成 24 年 度	平 成 25 年 度
合 計	3,563,538	3,333,300	2,859,540	2,000,449	2,831,450	2,939,297

◆平成22年度以降の利用者数には、市民センターまつり参加者分は含まない。

*「平成25年度仙台市市民センター事業報告書」等に基づき集計

6 仙台市市民センター条例・施行規則

仙台市市民センター条例

平成二年三月一六日

仙台市条例第八号

(設置)

第一条 市民相互の交流と地域活動の振興に資するとともに、市民の文化の向上及び福祉の増進に寄与するため、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十四条の規定に基づき、市民センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの種類は、次のとおりとする。

- 一 生涯学習支援センター（本市の全域を主たる対象区域としてその事業を行うとともに、他の全てのセンターを統括するセンターをいう。）
- 二 区中央市民センター（その所在する区の区域内を主たる対象区域としてその事業を行うとともに、当該区域内に所在する地区市民センターを支援するセンターをいう。）
- 三 地区市民センター（前二号に掲げるセンター以外のセンターをいう。）

(名称及び位置)

第二条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

一 生涯学習支援センター

名称	位置
仙台市生涯学習支援センター	仙台市宮城野区榴岡四丁目1番8号

二 区中央市民センター

名称	位置
仙台市青葉区中央市民センター	仙台市青葉区一番町二丁目1番4号
仙台市宮城野区中央市民センター	仙台市宮城野区五輪二丁目12番70号
仙台市若林区中央市民センター	仙台市若林区南小泉一丁目1番1号、保寿院前丁3番地の4
仙台市太白区中央市民センター	仙台市太白区長町五丁目3番2号
仙台市泉区中央市民センター	仙台市泉区市名坂字東裏53番地の1

三 地区市民センター

名称	位置
仙台市柏木市民センター	仙台市青葉区柏木三丁目3番1号
仙台市北山市民センター	仙台市青葉区新坂町8番4号
仙台市福沢市民センター	仙台市青葉区福沢町9番9号
仙台市旭ヶ丘市民センター	仙台市青葉区旭ヶ丘三丁目25番15号
仙台市三本松市民センター	仙台市青葉区堤町三丁目23番1号

仙台市片平市民センター	仙台市青葉区米ヶ袋一丁目1番35号
仙台市水の森市民センター	仙台市青葉区水の森四丁目1番1号
仙台市貝ヶ森市民センター	仙台市青葉区貝ヶ森一丁目4番6号
仙台市中山市民センター	仙台市青葉区中山三丁目13番1号
仙台市折立市民センター	仙台市青葉区折立三丁目20番1号
仙台市木町通市民センター	仙台市青葉区木町通一丁目7番36号
仙台市広瀬市民センター	仙台市青葉区下愛子字観音堂5番地
仙台市宮城西市民センター	仙台市青葉区熊ヶ根字石積47番地
仙台市大沢市民センター	仙台市青葉区芋沢字要害65番地
仙台市落合市民センター	仙台市青葉区落合二丁目15番15号
仙台市吉成市民センター	仙台市青葉区国見ヶ丘二丁目2番地の1
仙台市高砂市民センター	仙台市宮城野区高砂一丁目24番地の9
仙台市岩切市民センター	仙台市宮城野区岩切字三所南88番地の2
仙台市鶴ヶ谷市民センター	仙台市宮城野区鶴ヶ谷八丁目19番地の1
仙台市榴ヶ岡市民センター	仙台市宮城野区五輪一丁目3番1号
仙台市東部市民センター	仙台市宮城野区平成一丁目3番27号
仙台市幸町市民センター	仙台市宮城野区幸町三丁目13番13号
仙台市田子市民センター	仙台市宮城野区田子二丁目4番25号
仙台市福室市民センター	仙台市宮城野区福室五丁目9番36号
仙台市七郷市民センター	仙台市若林区荒井字堀添65番地の五
仙台市荒町市民センター	仙台市若林区荒町86番地の二
仙台市六郷市民センター	仙台市若林区今泉一丁目3番19号
仙台市若林市民センター	仙台市若林区若林三丁目15番20号
仙台市沖野市民センター	仙台市若林区沖野七丁目34番43号
仙台市生出市民センター	仙台市太白区茂庭字新熊野64番地
仙台市中田市民センター	仙台市太白区中田四丁目1番5号
仙台市西多賀市民センター	仙台市太白区西多賀三丁目6番8号
仙台市八本松市民センター	仙台市太白区八本松二丁目4番20号
仙台市八木山市民センター	仙台市太白区八木山本町一丁目43番地
仙台市山田市民センター	仙台市太白区山田北前町13番1号
仙台市茂庭台市民センター	仙台市太白区茂庭台四丁目1番10号
仙台市東中田市民センター	仙台市太白区四郎丸字吹上51番地
仙台市柳生市民センター	仙台市太白区柳生七丁目20番地の7
仙台市富沢市民センター	仙台市太白区富沢南一丁目18番地の10
仙台市秋保市民センター	仙台市太白区秋保町長袋字大原44番地の1
仙台市馬場市民センター	仙台市太白区秋保町馬場字竹林45番地の1
仙台市湯元市民センター	仙台市太白区秋保町湯向2番地の20
仙台市根白石市民センター	仙台市泉区根白石字杉下前24番地
仙台市南光台市民センター	仙台市泉区南光台七丁目1番30号
仙台市黒松市民センター	仙台市泉区黒松一丁目33番40号
仙台市将監市民センター	仙台市泉区将監八丁目2番1号
仙台市加茂市民センター	仙台市泉区加茂四丁目2番地
仙台市高森市民センター	仙台市泉区高森六丁目1番地の2
仙台市松陵市民センター	仙台市泉区松陵五丁目20番地の2
仙台市寺岡市民センター	仙台市泉区寺岡二丁目14番地の4
仙台市長命ヶ丘市民センター	仙台市泉区長命ヶ丘二丁目14番地の15
仙台市松森市民センター	仙台市泉区松森字城前9番地の2
仙台市桂市民センター	仙台市泉区桂三丁目19番地の1
仙台市南中山市民センター	仙台市泉区南中山二丁目24番地の12

(使用の許可)

第三条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- 一 公の秩序を乱すおそれがあるとき
- 二 センターの管理上支障を及ぼすおそれがあるとき
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が不適当と認めるとき

(使用料)

第四条 センターの使用料は、別表に定めるとおりとする。

2 使用料は、前条第一項の許可の際、納入しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、使用料を別に定める納期限までに納入させることができる。

(使用料の額の特例)

第四条の二 市長は、前条第二項ただし書の規定により使用料を別に定める納期限までに納入させる場合において、当該納期限の日以前に、第三条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）につき次の各号のいずれかに該当すると認めるとき（使用料が既納の場合を除く。）は、前条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する使用料の額の範囲内で使用料の額を定めることができる。

- 一 天災その他自己の責めによらない事由によりセンターを使用できないとき
- 二 市長が別に定める期間内にセンターの使用の取りやめを申し出たとき

(使用料の返還)

第五条 既納の使用料は、返還しない。ただし、使用者につき前条各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第六条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(目的外使用の禁止)

第七条 使用者は、許可を受けた目的以外にセンターを使用してはならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第八条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第九条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の許可を取り消し、又はセンターの使用を制限し、若しくは停止することができる。

- 一 使用者がこの条例又は使用の許可の際に付された条件に違反したとき
- 二 第三条第二項各号のいずれかに該当することとなったとき

(指定管理者)

第十条 教育委員会は、センターの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第十一条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 第三条第一項の許可に関する業務
- 二 センターの事業として教育委員会がセンターごとに定める事業に関する業務
- 三 センターの維持管理に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 前項の場合における第三条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第十二条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則

の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

(審議会)

第十三条 社会教育法第二十九条第一項の規定に基づき、本市が設置する全ての市民センターに共通の公民館運営審議会として、仙台市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会の委員の委嘱の基準は、社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令（平成二十三年文部科学省令第四十二号）第二条に規定する基準とする。
- 3 審議会の委員の定数は、十七人以内とする。
- 4 審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前三項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附則省略

別表（第四条関係）

一 専用使用する場合

使用区分		金額	
仙台市生涯学習支援センター	会議室	一時間につき	500円
	第1セミナー室(A)	一時間につき	500円
	第1セミナー室(B)	一時間につき	500円
	第1セミナー室(C)	一時間につき	500円
	第2セミナー室	一時間につき	800円
	ミーティング室	一時間につき	300円
	和室	一時間につき	700円
	第1音楽室	一時間につき	900円
	第2音楽室	一時間につき	900円
	創作室(1)	一時間につき	700円
	創作室(2)	一時間につき	700円
	トレーニング室	一時間につき	700円
	体育館	午前	2100円
		午後	2800円
		夜間	4200円
仙台市青葉区中央市民センター	第1会議室	一時間につき	700円
	第2会議室	一時間につき	700円
	第3会議室	一時間につき	500円
	第4会議室	一時間につき	700円
	第5会議室	一時間につき	500円
	和室	一時間につき	700円
	調理実習室	一時間につき	800円
	音楽室	一時間につき	800円
	小ホール(1)	一時間につき	800円
	小ホール(2)	一時間につき	700円
	ホール	午前	2500円
		午後	3300円
		夜間	4000円
仙台市宮城野区中央市民センター	第1会議室	一時間につき	800円
	第2会議室	一時間につき	500円
	第3会議室	一時間につき	800円
	第4会議室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	音楽室	一時間につき	800円
	創作室	一時間につき	800円
	体育館	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円

仙台市若林区中央市民センター	第1会議室	一時間につき	500円
	第2会議室	一時間につき	500円
	第3会議室	一時間につき	800円
	セミナー室(A)	一時間につき	500円
	セミナー室(B)	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	300円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	300円
	和室(4)	一時間につき	500円
	和室(5)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	600円
	創作室	一時間につき	700円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
仙台市太白区中央市民センター	大会議室	一時間につき	800円
	中会議室	一時間につき	700円
	第1小会議室	一時間につき	500円
	第2小会議室	一時間につき	500円
	第3小会議室	一時間につき	500円
	和室(大)	一時間につき	800円
	和室(小)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	音楽室	一時間につき	800円
	創作室	一時間につき	700円
	体育館	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
仙台市泉区中央市民センター	第1会議室	一時間につき	800円
	第2会議室	一時間につき	300円
	第3会議室	一時間につき	300円
	研修室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	700円
	和室(2)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	音楽室	一時間につき	600円
	創作室	一時間につき	700円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
仙台市柏木市民センター	会議室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	300円
	和室(2)	一時間につき	300円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円

仙台市北山市民センター	第1会議室	一時間につき	800円
	第2会議室	一時間につき	300円
	第3会議室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	500円
	和室(4)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	600円
	トレーニング室	一時間につき	600円
仙台市福沢市民センター	第1会議室	一時間につき	500円
	第2会議室	一時間につき	800円
	第3会議室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	300円
	視聴覚室	一時間につき	600円
	調理実習室	一時間につき	600円
	体育館	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
仙台市旭ヶ丘市民センター	第1会議室	一時間につき	900円
	第2会議室	一時間につき	700円
	第3会議室	一時間につき	700円
	展示ホール(1)	一時間につき	800円
	展示ホール(2)	一時間につき	600円
	小ホール	一時間につき	700円
	ホール	午前	2500円
		午後	3300円
		夜間	4000円
仙台市二本松市民センター	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	500円
	体育館	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
仙台市片平市民センター	第1会議室	一時間につき	700円
	第2会議室	一時間につき	500円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	700円
	和室(2)	一時間につき	500円
	和室(3)	一時間につき	500円
	体育館	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
仙台市水の森市民センター	会議室	一時間につき	700円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	700円
	和室(2)	一時間につき	500円
	和室(3)	一時間につき	500円
	体育館	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円

仙台市貝ヶ森市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	ホール	午前 午後 夜間	2100円 2600円 3100円
仙台市中山市民センター	会議室	一時間につき	700円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	ホール	午前 午後 夜間	2100円 2600円 3100円
仙台市折立市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	ホール	午前 午後 夜間	2100円 2600円 3100円
仙台市木町通市民センター	第1会議室	一時間につき	800円
	第2会議室	一時間につき	300円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	900円
仙台市宮城瀬市民センター	会議室	一時間につき	500円
	セミナー室(A)	一時間につき	500円
	セミナー室(B)	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	300円
仙台市宮城西市民センター	創作室	一時間につき	500円
	第1会議室	一時間につき	500円
	第2会議室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	300円
仙台市大森市民センター	調理実習室	一時間につき	600円
	ホール	午前 午後 夜間	2100円 2600円 3100円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	700円
	和室(2)	一時間につき	300円
仙台市大森市民センター	和室(1)	一時間につき	300円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(1)	一時間につき	300円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(1)	一時間につき	300円

仙台市浅合市民センター	会議室兼調理実習室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	500円
	ホール	午前 午後 夜間	2100円 2600円 3100円
	ホール	午前 午後 夜間	2100円 2600円 3100円
仙台市吉成市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	500円
	和室	一時間につき	500円
	ホール	午前 午後 夜間	2100円 2600円 3100円
	ホール	午前 午後 夜間	2100円 2600円 3100円
仙台市高砂市民センター	第1会議室	一時間につき	500円
	第2会議室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	700円
	和室(2)	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	800円
仙台市高砂市民センター	ホール	午前 午後 夜間	2100円 2600円 3100円
	ホール	午前 午後 夜間	2100円 2600円 3100円
仙台市初市民センター	講義室	一時間につき	300円
	第1研修室	一時間につき	700円
	第2研修室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	500円
仙台市鶴ヶ谷市民センター	視聴覚室	一時間につき	600円
	調理実習室	一時間につき	800円
	創作室	一時間につき	300円
	体育館	午前 午後 夜間	2100円 2600円 3100円
	体育館	午前 午後 夜間	2100円 2600円 3100円
仙台市鶴ヶ谷市民センター	第1会議室	一時間につき	700円
	第2会議室	一時間につき	500円
	第3会議室	一時間につき	500円
	和室	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	600円
仙台市鶴ヶ谷市民センター	遊技室	一時間につき	500円
	ホール	午前 午後 夜間	2400円 3100円 3700円
	ホール	午前 午後 夜間	2400円 3100円 3700円
仙台市鶴ヶ谷市民センター	ミーティングルーム(1)	一時間につき	800円
	ミーティングルーム(2)	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	300円
	和室(2)	一時間につき	300円
	体育館	午前 午後 夜間	2100円 2600円 3100円

仙台市東部市民センター	会議室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	300円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	700円
	調理実習室	一時間につき	600円
	体育館	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
仙台市寺町市民センター	会議室	一時間につき	700円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
仙台市田代市民センター	第1会議室	一時間につき	800円
	第2会議室	一時間につき	300円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	900円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
仙台市福室市民センター	第1会議室	一時間につき	800円
	第2会議室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
仙台市七郷市民センター	会議室	一時間につき	300円
	第1研修室	一時間につき	700円
	第2研修室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	300円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	300円
	視聴覚室	一時間につき	800円
	調理実習室	一時間につき	800円
	創作室	一時間につき	500円
	体育館	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
仙台市荒町市民センター	第1会議室	一時間につき	300円
	第2会議室	一時間につき	300円
	第3会議室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	600円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円

仙台市八郷市民センター	第1会議室	一時間につき	500円
	第2会議室	一時間につき	300円
	第3会議室	一時間につき	300円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	600円
仙台市若林市民センター	体育館	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
仙台市沖野市民センター	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
	会議室	一時間につき	700円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
仙台市生田市民センター	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
	第1講義室	一時間につき	500円
	第2講義室	一時間につき	300円
	和室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	600円
仙台市中田市民センター	体育館	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
	講義室	一時間につき	500円
	第1研修室	一時間につき	700円
	第2研修室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	500円
仙台市西多賀市民センター	和室(2)	一時間につき	500円
	視聴覚室	一時間につき	600円
	調理実習室	一時間につき	800円
	体育館	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
	第1会議室	一時間につき	300円
	第2会議室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	700円
	和室(2)	一時間につき	300円
仙台市西多賀市民センター	和室(3)	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	600円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円

仙台市八木松市民センター	会議室	一時間につき	300円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	800円
	体育館	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
仙台市八木山市民センター	会議室	一時間につき	500円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	体育館	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
仙台市山田市民センター	会議室	一時間につき	500円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	体育館	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
仙台市茂庭宮市民センター	会議室	一時間につき	500円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	体育館	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
仙台市東中田市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	800円
	体育館	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
仙台市柳生市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
仙台市富沢市民センター	第1会議室	一時間につき	800円
	第2会議室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円

仙台市秋保市民センター	第1会議室	一時間につき	800円
	第2会議室	一時間につき	500円
	研修室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
仙台市馬場市民センター	会議室	一時間につき	300円
	講義室	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	400円
	体育館	午前	1600円
		午後	2100円
		夜間	2500円
仙台市湯元市民センター	会議室	一時間につき	300円
	講義室	一時間につき	300円
	和室	一時間につき	500円
	視聴覚室	一時間につき	400円
	調理実習室	一時間につき	400円
	集会室	午前	2500円
		午後	3300円
		夜間	4000円
仙台市根白石市民センター	大会議室	一時間につき	800円
	小会議室	一時間につき	500円
	和室	一時間につき	700円
	調理実習室	一時間につき	800円
	工作室	一時間につき	500円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
仙台市南光台市民センター	会議室	一時間につき	500円
	第1研修室	一時間につき	500円
	第2研修室	一時間につき	500円
	第3研修室	一時間につき	300円
	第4研修室	一時間につき	500円
	第5研修室	一時間につき	300円
	和室	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	900円
	集会室	午前	2200円
		午後	2800円
		夜間	3300円
仙台市黒松市民センター	第1研修室	一時間につき	500円
	第2研修室	一時間につき	700円
	和室	一時間につき	700円
	多目的室	一時間につき	700円
	調理実習室	一時間につき	600円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円

仙台市将監市民センター	第1研修室	一時間につき	500円
	第2研修室	一時間につき	500円
	第3研修室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
仙台市加茂市民センター	会議室	一時間につき	300円
	第1研修室	一時間につき	800円
	第2研修室	一時間につき	500円
	和室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	体育館	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
仙台市高森市民センター	第1研修室	一時間につき	700円
	第2研修室	一時間につき	500円
	第3研修室	一時間につき	500円
	和室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	音楽室	一時間につき	600円
	工作室	一時間につき	500円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
仙台市松陵市民センター	第1研修室	一時間につき	700円
	第2研修室	一時間につき	500円
	第3研修室	一時間につき	500円
	和室	一時間につき	700円
	調理実習室	一時間につき	600円
	工作室	一時間につき	500円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
仙台市寺岡市民センター	第1研修室	一時間につき	500円
	第2研修室	一時間につき	500円
	第3研修室	一時間につき	500円
	和室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	600円
	トレーニング室	一時間につき	500円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
仙台市長命ヶ丘市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	800円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円

仙台市松森市民センター	会議室	一時間につき	800円
	和室(大)	一時間につき	800円
	和室(小)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	工作室	一時間につき	500円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
仙台市桂市民センター	第1会議室	一時間につき	800円
	第2会議室	一時間につき	300円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	創作室	一時間につき	500円
	ホール	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円
仙台市南山市民センター	第1会議室	一時間につき	800円
	第2会議室	一時間につき	500円
	研修室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	300円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	600円
	体育館	午前	2100円
		午後	2600円
		夜間	3100円

備考	
一	使用時間は、午前九時から午後九時までとする。
二	「午前」とは午前九時から正午までを、「午後」とは午後一時から午後四時三十分までを、「夜間」とは午後五時三十分から午後九時までをいう。
三	その使用に係る時間に一時間に満たない端数があるときは、これを一時間に切り上げる。
四	一時間ごとの使用料を定めた使用区分において、第一号の使用時間以外の時間に使用する場合における使用料は、この表に定める額とする。
五	前号の使用区分以外使用区分において、次のイからハまでに掲げる使用時間に係る使用料は、それぞれイからハまでに掲げる額とする。
イ	午前九時から午後四時三十分まで 午前の項及び午後の項に定める額の合計額
ロ	午後一時から午後九時まで 午後の項及び夜間の項に定める額の合計額
ハ	午前九時から午後九時まで 午前の項、午後の項及び夜間の項に定める額の合計額
六	前号の使用区分において、第一号に定める使用時間以外の時間に使用する場合（前号の場合を除く。）における使用料は、その使用が午前九時以前又は正午から午後一時までのときは午前の項に、午後四時三十分から午後五時三十分までのときは午後の項に、午後九時以降のときは夜間の項にそれぞれ定める額を時間割りして計算した額とする。
七	使用者が対価の支払を受けて展示会その他の催しを行う場合その他これに類する場合の使用料は、この表に定める額の三倍以内において市長が定める。
八	会議室兼調理実習室を会議のために区分して使用する場合の使用料は、この表に定める額に〇・七を乗じて得た額とする。

二 個人使用する場合

使用区分		金額	
体育館・ホール・仙台市生涯学習支援センター及び仙台市北山市民センターのトレーニング室	一般	一回につき	200円
	小学生・中学生	一回につき	100円
仙台市寺岡市民センターのトレーニング室		一回につき	200円

仙台市市民センター条例施行規則

平成二年三月二九日

仙台市教育委員会規則第五号

(趣旨)

第一条 この規則は、仙台市市民センター条例（平成二年仙台市条例第八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第二条 市民センター（以下「センター」という。）の施設の使用時間は、午前九時から午後九時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、同項に規定するセンターの施設の使用時間を変更することができる。

(休館日)

第三条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は休館することができる。

一 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる日を除く。）

二 休日の翌日（日曜日又は休日に当たる場合は、その直後の日曜日又は休日でない日）

三 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日（前二号に掲げる日を除く。）

(使用許可の手続)

第四条 条例第三条第一項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、使用申込書及び教育委員会が必要と認める書類（次項において「使用申込書等」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による使用申込書等の提出は、次に定めるところにより行わなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

一 センターの施設を専用使用しようとする場合には、使用

しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の

二 月前の月の十日から使用日までの期間内に行うこと

二 センターの施設を個人使用しようとする場合には、使用日に行うこと

3 教育委員会は、使用許可をしたときは、使用承認書を交付するものとする。

4 センターの施設の使用許可に係る手続（センターの施設を個人使用しようとする場合及び次条第二項に規定する場合の使用許可に係る手続を除く。）については、前三項の規定にかかわらず、市民利用施設予約システム（仙台市民利用施設予約システムの運用及び利用者登録等に関する規則（平成十五年仙台市規則第八十七号）第二条第二号に規定するものをいう。）を利用する方法により行うことができる。

第四条の二 条例第三条第二項第三号に規定する教育委員会が不適当と認めるときは、次の各号に掲げる場合とする。

一 センターの施設において物品又は権利の販売又は宣伝（次項において「物品販売等」という。）を行おうとする場合

二 その他センターの設置目的に照らして教育委員会が不適当と認める場合

2 教育委員会は、前項第一号の規定にかかわらず、センターの設置目的に照らして適当と認める場合は、センターの施設において物品販売等を行おうとする者に対し、使用許可をすることができる。この場合において、物品販売等を行おうとする者は、教育委員会が必要と認める書類を教育委員会に提出しなければならない。

(市長が必要と認めるときの使用料の納期限)

第五条 条例第四条第二項ただし書に規定する市長が必要と認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する別に定める納期限は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 使用料を口座振替の方法により納入する場合 使用許可を受けた日の属する月の翌月末日

二 区長が特別な事由があると認める場合 区長が定める日

(市長が必要と認めるときの使用料の額の特例)

第六条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が条例第四条の二第一号に該当する場合において、同条の規定により市長が定める使用料の額は、零とする。

2 条例第四条の二第二号に規定する市長が別に定める期間は、次の各号に掲げる期間とし、同条の規定により市長が定める使用料の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 使用許可を受けた日から使用日の七日前の日までの期間
零

二 使用日の七日前の日の翌日から使用日までの期間 条例第四条第一項の規定による使用料（条例第六条の規定により使用料を減免した場合にあっては、当該減免後の使用料）の額

3 使用者が前条の納期限までに使用料を納入せず、かつ、センターの施設を使用する意思があると認められないときは、当該納期限の日において使用の取りやめの申出がなされたものとみなし、前項の規定を準用する。

(使用料の返還)

第七条 使用者が条例第四条の二第一号に該当すると区長が認める場合において、条例第五条ただし書の規定により既納の使用料を返還する場合の返還額は、既納の使用料の全額とする。

2 使用者が条例第四条の二第二号に該当すると区長が認める場合において、条例第五条ただし書の規定により既納の使用料を返還する場合の返還額は、前条第二項第一号に掲げる期間においては、既納の使用料の全額とする。

3 使用料の返還を受けようとする者は、還付請求書を区長に提出しなければならない。ただし、区長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第八条 条例第十条の規定により指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にセンターの管理を

行わせる場合における第四条の規定の適用については、同条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(審議会)

第九条 仙台市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）

は、次に掲げる事務を所掌する。

一 生涯学習支援センター長から諮問のあったことについて、審議すること

二 センターにおける各種の事業について、調査研究すること

三 センターにおける各種の事業について、評価すること

四 その他審議会が必要と認める事項について、審議等を行うこと

2 審議会に会長及び副会長一人を置く。

3 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

第十条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、二月ごとに一回開くものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第十一条 審議会の庶務は、生涯学習支援センターにおいて処理する。

第十二条 前三条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(実施細目)

第十三条 この規則の実施細目は、教育長が定める。

附則省略